

# 第3次 江別市耐震改修促進計画

令和4（2022）年2月

江 別 市



# 【 目 次 】

<b>第1章 計画策定の目的等</b> .....	<b>1</b>
1. 背景と目的 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画期間 .....	2
<b>第2章 想定される地震と被害の予測</b> .....	<b>3</b>
1. これまでの地震被害 .....	3
2. 想定される地震 .....	4
3. 地震による被害想定 .....	5
<b>第3章 耐震化の現状と課題</b> .....	<b>8</b>
1. これまでの取り組み状況 .....	8
2. 耐震化の現状 .....	10
3. 耐震化に係る課題 .....	13
<b>第4章 耐震化の目標</b> .....	<b>14</b>
1. 住宅の耐震化の目標 .....	14
2. 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標 .....	15
3. 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標 .....	16
4. 耐震化の目標 .....	16
<b>第5章 耐震化促進に向けた施策</b> .....	<b>17</b>
1. 耐震化促進の基本的な考え方 .....	17
2. 施策の展開 .....	18
基本方針1 安心して耐震化を進められる環境・体制づくり .....	18
基本方針2 市民の意識啓発・知識の普及 .....	20
基本方針3 総合的・計画的な耐震化の促進 .....	21
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>24</b>
1. 耐震改修促進法に基づく指導等 .....	24
2. 建築基準法等に基づく勧告又は命令 .....	24
3. 各主体の役割 .....	25
4. 計画の推進体制 .....	26
5. 効果的な計画推進に向けた取り組み .....	27



## 第1章 計画策定の目的等

### 1. 背景と目的

平成7(1995)年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震による犠牲者の多くが建築物の倒壊等によるものであったことから、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、同年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下、「耐震改修促進法」という。)が制定されました。

江別市では、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、平成22(2010)年3月に江別市耐震改修促進計画(以下、「当初計画」という。)を、平成29(2017)年2月に第2次江別市耐震改修促進計画(以下、「第2次計画」という。)を策定しました。

平成23(2011)年3月の東日本大震災や平成28(2016)年4月の熊本地震など、近年、大規模な地震が全国的に頻発しており、北海道においても平成30(2018)年9月に最大震度7を観測した北海道胆振東部地震が発生するなど、いつどこで大地震が発生してもおかしくない状況にあり、建築物に甚大な被害がもたらされる懸念が高まっています。

国においては、これに対応するため耐震改修促進法や建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号。以下、「国の基本方針」という。)を数度にわたり改正し、北海道においても、北海道耐震改修促進計画の見直しを行ってきました。

第3次江別市耐震改修促進計画(以下、「本計画」という。)は、令和3(2021)年4月に見直された北海道耐震改修促進計画に基づくとともに、引き続き、地震による建築物の被害の軽減を図り、市民が安全で安心して暮らせるように、市内の建築物の耐震化を計画的に促進するため策定するものです。

なお、本計画は、SDGs(持続可能な開発目標)の表1-1の目標の達成に寄与するものです。

表1-1 SDGsの目標及びターゲット

目標(ゴール)	ターゲット
1 貧困をなくそう 	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
11 住み続けられるまちづくりを 	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
13 気候変動に具体的な対策を 	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
※ SDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals) 2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール(目標)と、それぞれの下に、より具体的な169のターゲットがある。全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。	

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定により、国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画に基づき策定します。

また、本計画の策定にあたっては、えべつ未来づくりビジョン<第6次江別市総合計画>改訂版を上位計画とし、江別市地域防災計画等の関連計画との整合を図ります。

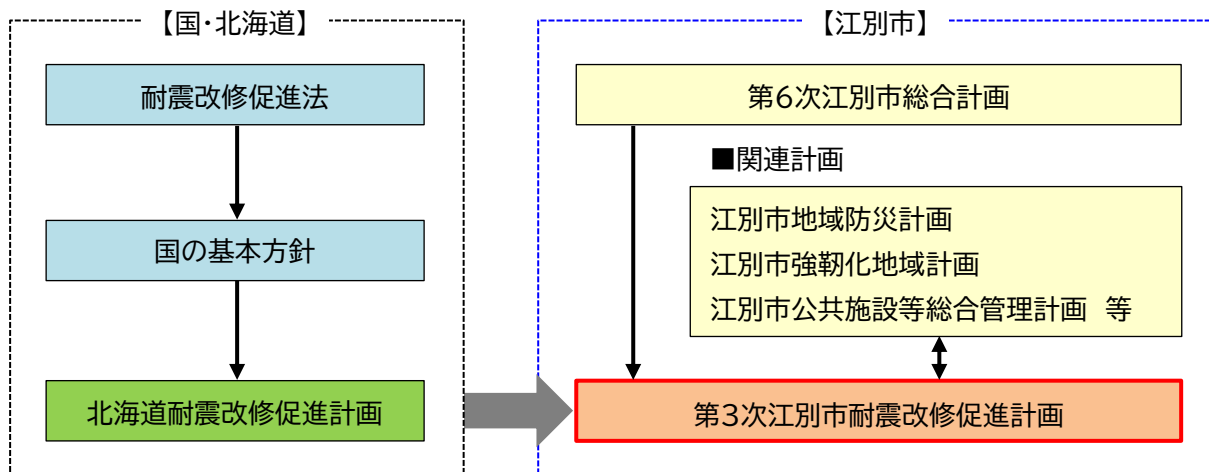


図1-1 計画の位置づけ

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、北海道耐震改修促進計画との整合を図り、令和7(2025)年度までとします。

なお、国や北海道による建築物の耐震化に向けた新たな施策の実施等に合わせて、適宜、本計画の見直しを行います。

## 第2章 想定される地震と被害の予測

### 1. これまでの地震被害

#### (1) 江別市における地震被害

北海道は国内でも地震の多い地域です。市内で被害が確認された地震は、表2-1のとおりです。

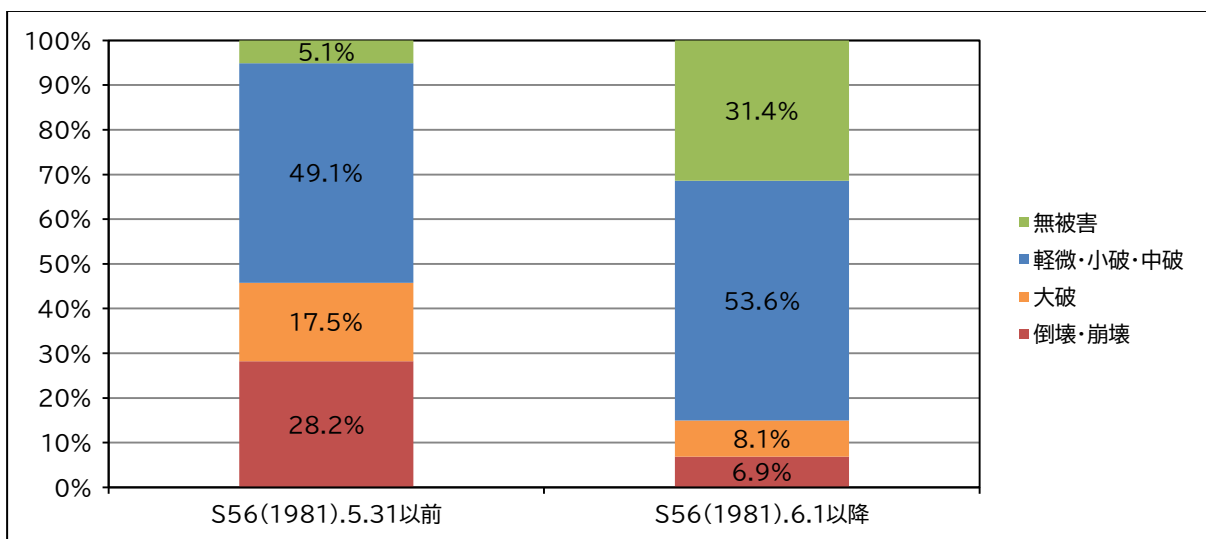
表2-1 江別市の地震発生と被害状況

発生年月	地震名	震度	被害の概要
昭和43(1968)年5月	十勝沖地震	4	家屋一部破損58戸、被害額24,010千円
昭和57(1982)年3月	浦河沖地震	4	軽傷者1人、土木被害1,000千円、 その他被害額947千円
平成5(1993)年1月	釧路沖地震	4	地震による排水路、排水機場等の損傷・崩壊、 被害額123,000千円
平成15(2003)年9月	十勝沖地震	4	軽傷者1人
平成30(2018)年9月	北海道胆振 東部地震	5強	重傷者1人、中等傷者1人、軽傷者3人、火災1件、 住家被害(全半壊24棟、一部損壊544棟)、 道路被害4件、市内全域停電、断水約23,500戸、 市有施設被害、避難所6か所開設、給水所9か所開設

出典：江別市統計書

#### (2) 建築物の建築時期と地震被害

建築物の耐震基準は、昭和56(1981)年6月1日に施行された建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の改正前後で旧耐震又は新耐震に区分され、昭和56(1981)年5月31日以前の旧耐震基準の建築物は、これまでに発生した地震において、新耐震基準の建築物と比較して大きな被害を受けていることが確認されています。



熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成28年9月)をもとに作成

図2-1 熊本地震における木造建築物の建築時期別被害状況

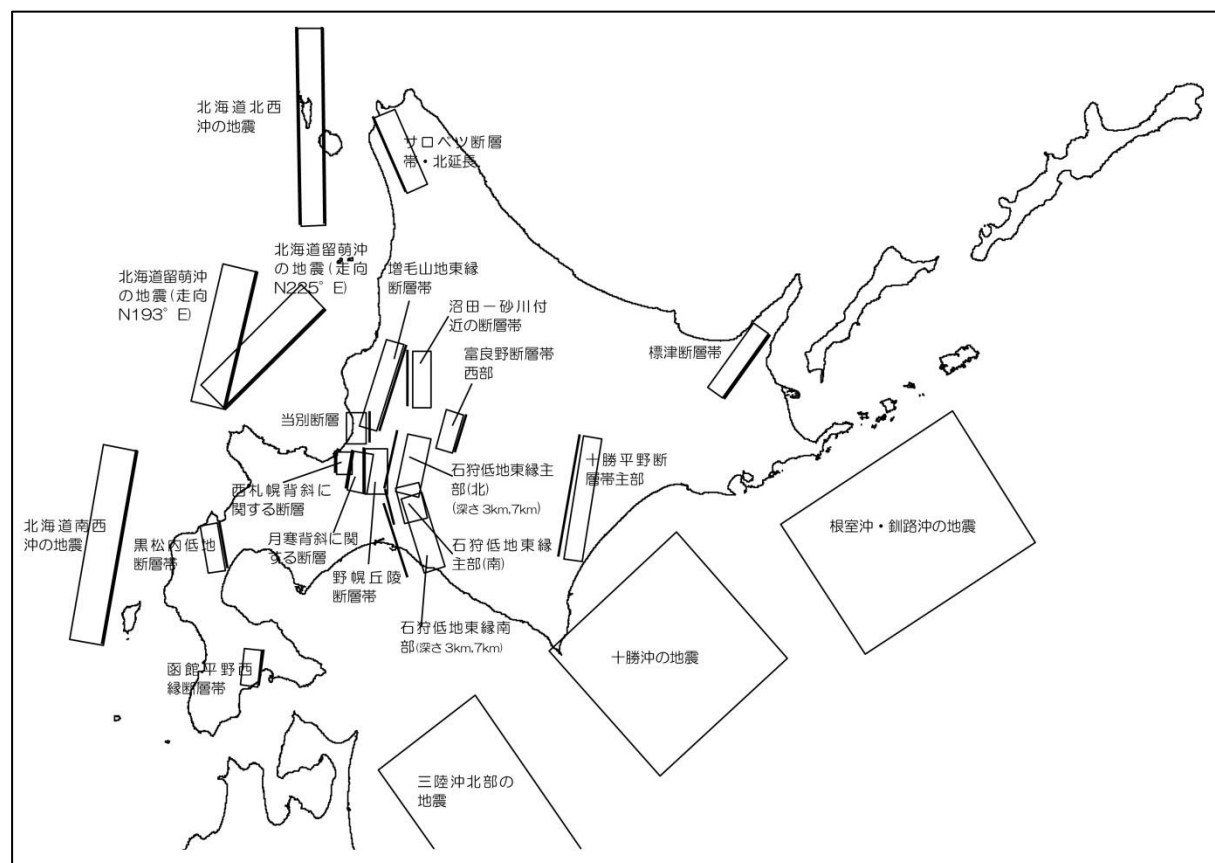
## 2. 想定される地震

本計画で検討の対象とする想定される地震は、北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)(令和3年(2021年)11月)において公表されているものを使用します。

具体的には、北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)の想定地震のうち、市内で震度が最大になると想定される内陸活断層型の「月寒背斜に関連する断層の地震」及び「野幌丘陵断層帯の地震」の計測震度の分布をもとに、町丁目ごとの最大震度を設定した地震を想定します。

表2-2 想定される地震の設定

想定地震の名称	最大震度
月寒背斜に関連する断層の地震(内陸活断層型)	6弱~7
野幌丘陵断層帯の地震(内陸活断層型)	6弱~7



出典:北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)

図2-2 北海道の地震被害想定の対象地震



### 3. 地震による被害想定

#### (1) 地震の揺れやすさ

地震の揺れは、一般的には表層地盤が軟らかければ増幅しやすく、硬ければ増幅しにくい傾向にあります。本計画では、「月寒背斜に関連する断層の地震」、「野幌丘陵断層帯の地震」を想定した場合の町丁目ごとの最大震度を「江別市揺れやすさマップ」に示しています。

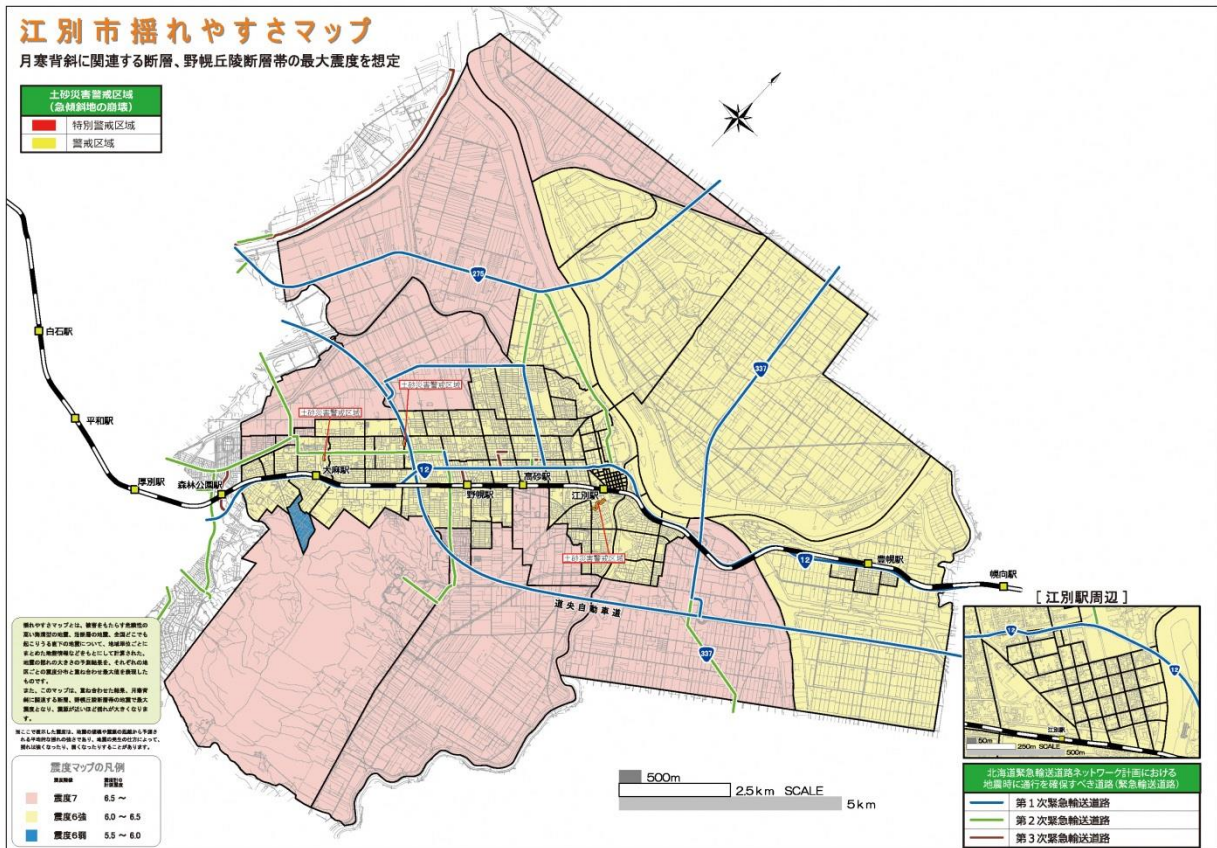


図2-3 江別市揺れやすさマップ

揺れやすさマップは、想定される「月寒背斜に関連する断層の地震」及び「野幌丘陵断層帯の地震」をもとに設定した地震の揺れの大きさを示す震度分布を町丁目ごとに表示したものです。

詳細は巻末の資料編37ページをご覧ください。

(2) 被害想定算定方法

地震の揺れによる建物の被害想定については、北海道の平成28年度地震被害想定調査結果報告書(平成30年2月)に示されている手法を、人的被害想定については、北海道立北方建築総合研究所の市町村揺れやすさマップ解説書(平成19年9月)を用います。

なお、被害想定にあたっては、地震の揺れによる被害のみを想定し、火災や液状化、急傾斜地の崩壊等に起因する被害を含みません。

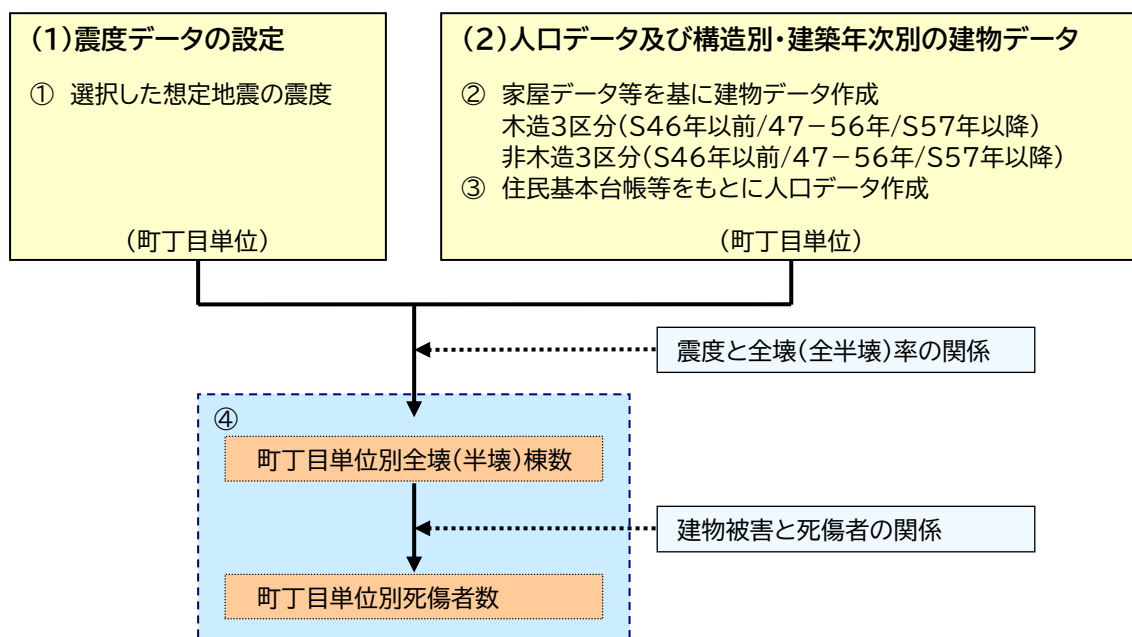


図2-4 被害想定算定の流れ

### (3) 地震の揺れによる建物の被害想定

地震の揺れによる建物の被害は、市内の建物総数約39,900棟のうち、半壊建物が約4,150棟(10.4%)、全壊建物が約2,150棟(5.4%)、合計で約6,300棟(15.8%)と想定されます。また、町丁目ごとの被害想定(全壊と想定される建物の割合)は、「江別市建物被害想定マップ」に示すとおりです。

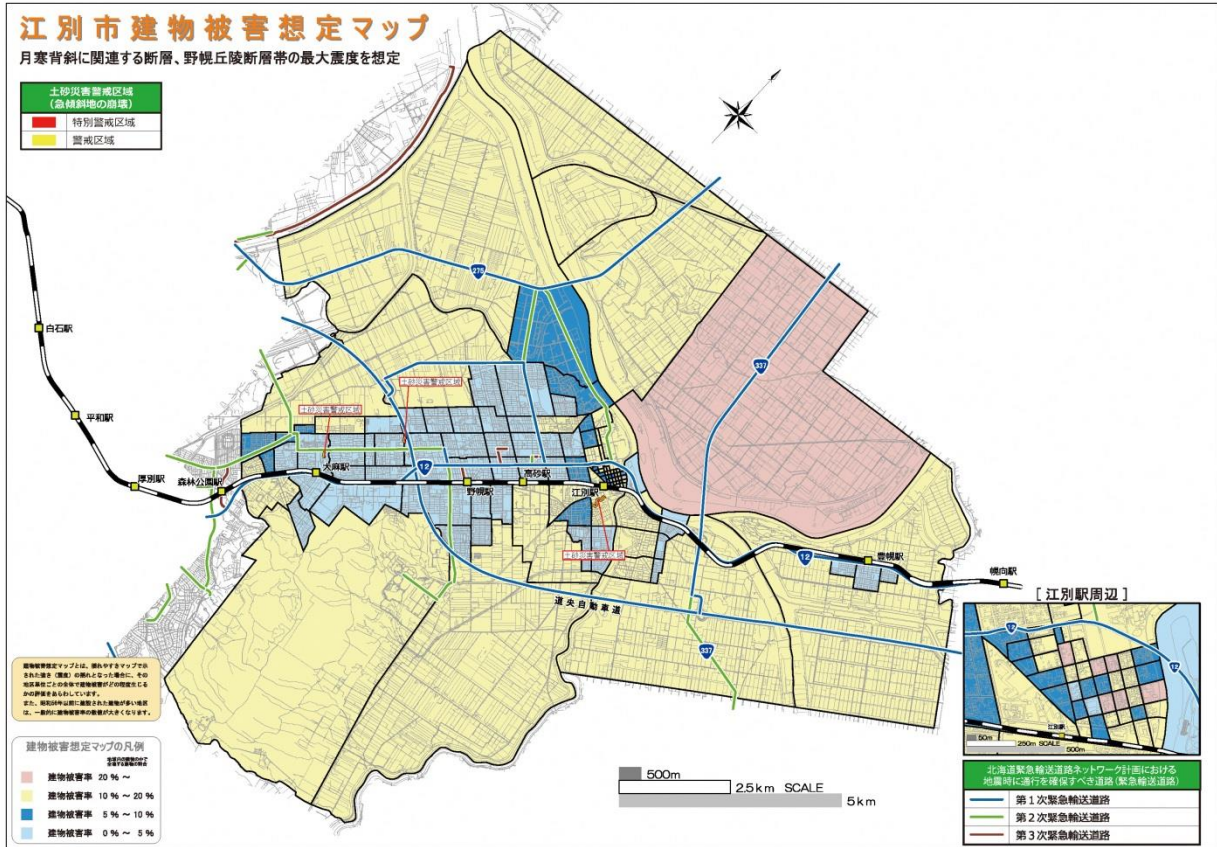


図2-5 江別市建物被害想定マップ

建物被害想定マップは、想定される地震による震度の揺れとなった場合に、その町丁目ごとに建物被害がどの程度生じるかの評価を表しています。また、昭和56(1981)年以前に建設された建物が多い町丁目では、一般的に建物被害率の数値が大きくなります。

詳細は巻末の資料編38ページをご覧ください。

### (4) 人的被害想定

人的被害は、地震の揺れによる建物の被害に起因するものとして、死者が約20名、負傷者が約1,370名、合計で約1,390名と想定されます。

## 第3章 耐震化の現状と課題

## 1. これまでの取り組み状況

第2次計画に掲げられている主要な施策について、これまでの取り組み状況を整理します。

## (1) 「基本方針1 安心して耐震化を進められる環境・体制づくり」の取り組み

第2次計画における耐震化促進に向けた施策	取り組み状況
(1) 住宅の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料簡易耐震診断の実施(対象拡大)</li> <li>・木造住宅耐震改修等補助金交付制度のメニュー追加と上限金額増加</li> </ul>
(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化の状況等を記載するリストを整備(随時更新)</li> <li>・所有者に対して指導助言(防災週間)</li> <li>・要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表</li> </ul>
(3) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行障害建築物となるブロック塀等及び通行障害のおそれのあるブロック塀等調査(緊急輸送道路においてはなし)</li> </ul>
(4) 耐震診断・耐震改修に係る相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築指導課に相談窓口を設置</li> <li>・住宅相談員研修会参加</li> <li>・耐震改修に合わせて利用できる固定資産税軽減の案内</li> <li>・広報えべつ・市ホームページへの掲載、出前講座開催、イベント等参加により情報提供</li> <li>・事業者向けの説明会、情報提供(新築&amp;リフォームフェア参加企業説明会)</li> </ul>
(5) 耐震診断・耐震改修技術者の登録・リストの公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道のホームページにより、登録技術者の情報提供</li> <li>・市内登録技術者リストの更新・情報提供</li> </ul>
(6) その他の地震時の安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓ガラス:リーフレット送付(定期報告対象建築物(初回)、防災週間)</li> <li>・外壁:打診調査を促す文書送付(定期報告)</li> <li>・天井:市有施設の特定天井のある建築物を把握、民間施設は定期報告チェック欄にて把握</li> <li>・ブロック塀等:HP掲載、通行障害建築物となるブロック塀等及び通行障害のおそれのあるブロック塀等調査</li> <li>・EV閉じ込め:地震時管制運転装置の設置を促す文書送付(定期報告、防災週間)</li> </ul>
(7) 庁内関係部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練への協力</li> <li>・防災安全関係セミナーの活用</li> <li>・住宅取得支援事業(~令和元(2019)年度)</li> <li>・空家等対策計画</li> <li>・住生活基本計画</li> <li>・庁内会議の開催</li> </ul>



## (2) 「基本方針2 市民の意識啓発・知識の普及」の取り組み

第2次計画における耐震化促進に向けた施策	取り組み状況
(1) 地震防災対策普及のためのパンフレットの作成、配布	・各種パンフレットの作成・更新・配布 ・新築&リフォームフェア等イベント活用(周知・啓発)
(2) 地震防災マップの更新、公表	・マップの更新(平成30(2018)年6月)、 各施設へ掲示(24箇所)
(3) 出前講座・市民向けのセミナー等の開催	・31回開催(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度、 資料配布のみも含む)
(4) 自治会等との連携	・出前講座の案内、開催

## (3) 「基本方針3 総合的・計画的な耐震化の促進」の取り組み

第2次計画における耐震化促進に向けた施策	取り組み状況
(1) 耐震化の進捗状況の管理	・庁内会議(年2回開催)
(2) 本計画の推進・チェック・見直し・改善等の実施	・平成30(2018)年6月改定

## 2. 耐震化の現状

### (1) 住宅

令和2(2020)年度の住宅の耐震化率は、戸建て住宅が90.0%、共同住宅等が95.4%、市内全体で92.1%となっており、第2次計画の目標に比べて2.9ポイント下回っています。

表3-1 住宅の耐震化率(令和2(2020)年度)

単位:戸

	総数	昭和57 (1982)年 以降	昭和56 (1981)年 以前	耐震性		耐震性 あり	耐震化率
				あり	不十分		
戸建て住宅	31,932	26,301	5,631	2,444	3,187	28,745	90.0%
共同住宅等	19,530	17,119	2,411	1,518	893	18,637	95.4%
市内全数	51,462	43,420	8,042	3,962	4,080	47,382	92.1%

※ 住宅戸数は、住宅・土地統計調査(平成25年、平成30年)の住宅数(居住世帯あり)から推計

※ 昭和56(1981)年以前の耐震性ありの戸数は、住宅・土地統計調査(平成20年、平成25年、平成30年)の北海道の調査結果を基に算定した耐震性割合を反映して推計

表3-2 住宅の耐震化率の推移

区分	目標(A)	実績(B)	B-A
平成21(2009)年度(当初計画策定年度)	—	79.0%	—
平成27(2015)年度(当初計画目標年度)	90%	83.4%	▲6.6ポイント
令和 2(2020)年度(第2次計画目標年度)	95%	92.1%	▲2.9ポイント

(2) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物とは、耐震改修促進法第14条第1号に掲げる特定既存耐震不適格建築物で、表3-6の右列の用途で左列の規模に該当する建築物をいいます。

令和2(2020)年度の多数の者が利用する建築物の耐震化率は、小中学校等の市有建築物が95.3%、民間建築物等が90.8%、市内全体で91.7%となっており、第2次計画の目標に比べて3.3ポイント下回っています。

表3-3 多数の者が利用する建築物の耐震化率(令和2(2020)年度)

単位:棟

	総数	昭和57 (1982)年 以降	昭和56 (1981)年 以前	耐震性		耐震性 あり	耐震化率
				あり	不十分		
市有建築物	64	34	30	27	3	61	95.3%
小中学校	25	12	13	13	0	25	100.0%
共同住宅	20	9	11	11	0	20	100.0%
その他	19	13	6	3	3	16	84.2%
民間建築物等	251	181	70	47	23	228	90.8%
市内全数	315	215	100	74	26	289	91.7%

※ 移転建替事業実施により耐震化が不要な棟数を除いて集計

表3-4 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移

区分	目標(A)	実績(B)	A-B
平成21(2009)年度(当初計画策定年度)	-	79.3%	-
平成27(2015)年度(当初計画目標年度)	90%	86.3%	▲3.7ポイント
令和 2(2020)年度(第2次計画目標年度)	95%	91.7%	▲3.3ポイント

(3) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物とは、耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物で、表3-6の右列の用途で中列の規模に該当するもののうち、昭和56(1981)年5月31日以前に建築された建築物をいいます。

令和2(2020)年度の耐震化率は、市有建築物が86.7%、民間建築物等が100%、市内全体で87.5%となっています。

表3-5 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率(令和2(2020)年度)

単位:棟

	昭和56 (1981)年 以前(総数)			耐震性 あり	耐震化率
	耐震性 あり	耐震性が 不十分			
市有建築物	15	13	2	13	86.7%
民間建築物等	1	1	0	1	100.0%
市内全数	16	14	2	14	87.5%

表3-6 多数の者が利用する建築物及び耐震診断義務付け対象建築物

規 模		用 途
多数の者が利用する建築物	耐震診断義務付け対象建築物	
階数2以上かつ 500m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ 1,500m <sup>2</sup> 以上	1 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所
階数2以上かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ 3,000m <sup>2</sup> 以上	2 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校
	階数2以上かつ 5,000m <sup>2</sup> 以上	3 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 4 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
階数に関係なく 1,000m <sup>2</sup> 以上	階数に関係なく 5,000m <sup>2</sup> 以上	5 体育館(耐震診断義務付け対象建築物にあっては、一般公共の用に供されるものに限る)
階数3以上かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ 5,000m <sup>2</sup> 以上	6 ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
		7 病院、診療所 8 劇場、観覧場、映画館、演芸場 9 集会場、公会堂 10 展示場 11 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 12 ホテル、旅館 13 博物館、美術館、図書館 14 遊技場 15 公衆浴場 16 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 17 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 18 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 19 自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設(耐震診断義務付け対象建築物にあっては、一般公共の用に供されるものに限る) 20 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
階数3以上かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ 5,000m <sup>2</sup> 以上	21 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校以外の学校
		22 卸売市場 23 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿 24 事務所 25 工場
	階数に関係なく 5,000m <sup>2</sup> 以上	26 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が一定以下のものに限る)



### 3. 耐震化に係る課題

第2次計画の取り組み状況や、建築物の耐震化の現状を踏まえ、以下のように本計画の策定に係る課題を整理します。

#### (1) 市有建築物の耐震化

市有建築物については、地震時の利用者の安全確保はもとより、震災時において防災活動や救急・救護活動の拠点、避難施設になるなど、災害時の重要な役割を担うものであり、これらの機能確保が求められています。これまで、災害対策拠点機能や収容避難所となる施設、多数の者が利用する施設を優先して市有建築物の耐震化を実施してきました。

今後は、優先的な耐震化の対象となる市庁舎、市民会館、青年センターの耐震化の方向性を定めるとともに、多数の者が利用する建築物以外の市有建築物の耐震化の促進についても、検討する必要があります。

#### (2) 地震に対する市民意識の向上

江別市では、これまで耐震化に関する市民の意識啓発や知識の普及に努めてきました。しかし、大きな地震が発生した直後は建築物の耐震化に対する関心が高まり、市が実施している各種支援制度の利用者が増加するものの、徐々に関心が薄れ利用者が減少しています。

北海道胆振東部地震から3年が経過し、地震に対する市民の関心を高めるために、今までの情報提供を継続するとともに、幅広い機会を捉えて周知・啓発活動を進めていく必要があります。

#### (3) 耐震化に関する支援制度の活用促進

住宅の耐震化については、木造住宅等の無料簡易耐震診断や耐震改修等補助金交付制度などの支援制度を実施していますが、補助金に関しては活用実績が少ない現状にあります。住宅の耐震化にかかる費用は補助金を活用しても大きな負担となり、建築年数の経過による構造以外の部分の老朽化も進んでいることから、所有者が耐震化に踏み切れないことが考えられます。

そのため、今後、継続的に制度に関する情報提供や周知活動を行うとともに、国や北海道とも連携し、市民が利用しやすい支援制度を検討する必要があります。

#### (4) 地震に対する総合的な安全性の確保

地震による被害は、建築物の倒壊によるものだけではなくありません。これまでの地震において、天井や窓ガラス、外壁等の非構造部材の落下による人的被害が発生しており、平成30(2018)年に発生した大阪府北部地震ではブロック塀の倒壊による事故が発生しています。

これからは、建物の耐震化以外の安全性の確保に向けた検討を進めていく必要があります。

## 第4章 耐震化の目標

### 1. 住宅の耐震化の目標

令和7(2025)年度の住宅の耐震化率は、戸建て住宅が92.3%、共同住宅等が97.4%、市内全体で94.2%と推計されます。

本計画における住宅の耐震化の目標は、耐震化率の推計値及び北海道耐震改修促進計画の目標を勘案して、令和7(2025)年度までに耐震化率を少なくとも95%にするとともに、令和12(2030)年度までには耐震性の不十分な住宅をおおむね解消することを目指すこととします。

令和7(2025)年度までに耐震化率95%を達成するためには、420戸の耐震化が必要と推計されます。

表4-1 住宅の耐震化率の推計(令和7(2025)年度)

単位:戸

	総数	昭和57 (1982)年 以降	昭和56 (1981)年 以前	耐震性		耐震性 あり	耐震化率
				あり	不十分		
戸建て住宅	32,782	28,253	4,529	1,993	2,536	30,246	92.3%
共同住宅等	19,880	18,365	1,515	998	517	19,363	97.4%
市内全数	52,662	46,618	6,044	2,991	3,053	49,609	94.2%

※ 住宅戸数は、住宅・土地統計調査(平成25年、平成30年)の住宅数(居住世帯あり)から推計

※ 昭和56(1981)年以前の耐震性ありの戸数は、住宅・土地統計調査(平成20年、平成25年、平成30年)の北海道の調査結果を基に算定した耐震性割合を反映して推計

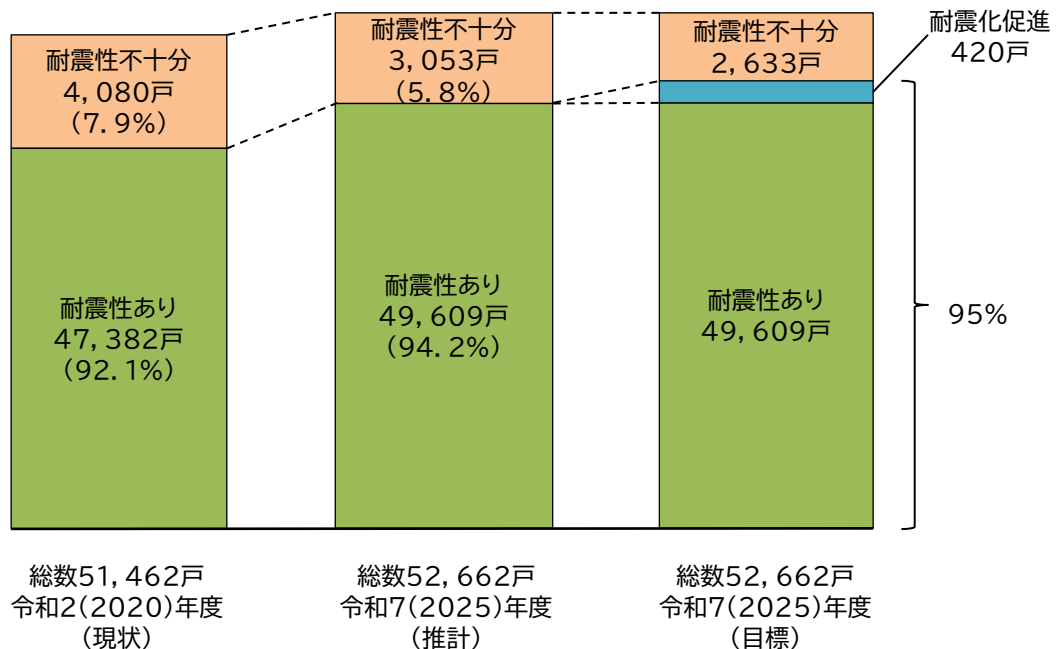


図4-1 住宅の耐震化率の現状と目標

## 2. 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

令和7(2025)年度の多数の者が利用する建築物の耐震化率は、市有建築物が95.5%、民間建築物等が94.1%、市内全体で94.4%と推計されます。

本計画における多数の者が利用する建築物の耐震化の目標は、耐震化率の推計値及び北海道耐震改修促進計画の目標を勘案して、令和7(2025)年度までに耐震性の不十分な建築物をおおむね解消することを目指すこととします。

表4-2 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推計(令和7(2025)年度)

単位:棟

	総数	昭和57 (1982)年 以降	昭和56 (1981)年 以前	耐震性		耐震性 あり	耐震化率
				あり	不十分		
市有建築物	66	36	30	27	3	63	95.5%
民間建築物等	253	191	62	47	15	238	94.1%
市内全数	319	227	92	74	18	301	94.4%

※ 民間建築物等は、平成21(2009)年度、平成27(2015)年度、令和2(2020)年度の実績値からトレンド推計により、各項目の棟数を推計

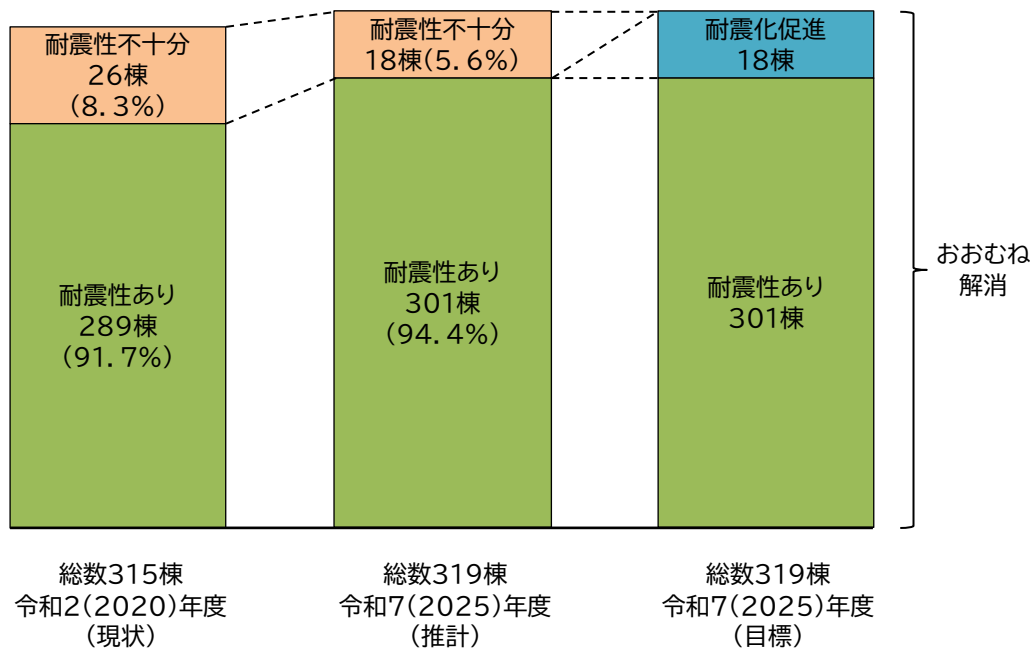


図4-2 多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状と目標

### 3. 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

本計画における耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標は、北海道耐震改修促進計画の目標を勘案して、令和7(2025)年度までに耐震性の不十分な建築物をおおむね解消することを目指すこととします。

### 4. 耐震化の目標

ここまでで設定した本計画における建築物の耐震化の目標をまとめると、次のとおりとなります。

耐震化の目標 (令和7(2025)年度)	
・住宅	耐震化率95%
・多数の者が利用する建築物 ・耐震診断義務付け対象建築物	耐震性の不十分な建築物を おおむね解消

## 第5章 耐震化促進に向けた施策

### 1. 耐震化促進の基本的な考え方

本計画では、市内全ての建築物の耐震化を進めていくことを基本としますが、計画的かつ総合的な取り組みを進めるため、以下のように耐震化促進に関する基本的な考え方を整理します。

#### (1) 住宅

住宅は、市民生活の基盤であり、市民が安全で安心して暮らしていくために、住宅の耐震化の促進が必要です。耐震化の促進にあたっては、市民への意識啓発・知識の普及に向けた情報提供を行うとともに、国や北海道とも連携し、市民が利用しやすい支援制度を検討します。

#### (2) 多数の者が利用する建築物

##### ■ 市有建築物

市有建築物については、地震災害時等において災害対策本部が設置されるほか、その多くが災害対策活動の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、地震災害時等の拠点施設としての機能確保の観点から、市有建築物の耐震化の促進に取り組みます。

##### ■ 民間建築物等

民間の多数の者が利用する建築物は、不特定多数の市民が利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化の促進に努めます。耐震化の促進にあたっては、耐震診断や耐震改修の実施について、啓発や指導を行うとともに、耐震化の促進に向けた環境整備に努めます。

#### (3) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物は、不特定多数の市民が利用する建築物や避難所として利用される建築物のうち、特に大規模なものが対象となり、耐震診断の実施と結果の報告及び公表が義務付けられています。江別市においては、対象となる建築物全てについて、耐震診断の結果を市ホームページ及び窓口で公表しています。

耐震診断の結果、耐震性が不十分な建築物は全て市有施設であり、他の市有建築物とともに耐震化の促進に取り組みます。

## 2. 施策の展開

### 基本方針1 安心して耐震化を進められる環境・体制づくり

#### (1) 建築物の所有者への耐震化費用等の支援

建築物の耐震化にかかる費用は所有者にとって経済的に大きな負担となります。

江別市では、「木造住宅等無料簡易耐震診断」や「江別市木造住宅耐震改修等補助金交付制度」を実施しており、今後も木造住宅等に関する支援制度を継続するとともに、制度の利用促進を図ることにより、木造住宅等の耐震化を促進します。

また、建築物の耐震化を円滑に進めるため、建築関係団体や民間建築関連事業者、耐震診断・耐震改修技術者に対して、支援制度の情報提供を行います。

表5-1 木造住宅等無料簡易耐震診断【継続】

診断対象住宅等	診断方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造で2階建又は平屋の住宅等</li> <li>・延べ面積が、500m<sup>2</sup>以下の住宅等</li> <li>・江別市内にある住宅等</li> </ul>	一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法に基づき、提出された図面及び老朽度についての自己申告を基に診断ソフトにより実施。 (現地調査は実施しない。)

表5-2 江別市木造住宅耐震改修等補助金交付制度【継続】

	耐震診断	補強設計	耐震改修
補助金交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人</li> <li>・補助対象住宅の居住者又は居住予定者</li> <li>・市町村民税及び補助対象住宅の固定資産税を滞納していない</li> </ul>		
補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56(1981)年5月31日以前に着工された木造住宅</li> <li>・戸建て住宅、長屋建て住宅又は併用住宅(店舗等部分の床面積が2分の1未満)</li> <li>・地上3階建て以下の在来軸組構法</li> <li>・建築基準法その他の関係法令に違反していない</li> <li>・過去に本事業による補助金の交付を受けたことがない</li> </ul>		
	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された対象住宅を、上部構造評点が1.0以上となるように改修する設計又は工事を行う</li> </ul>	
補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費の3分の2の額 (上限は8万9千円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費の3分の2の額 (上限は10万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費の23%以内の額 (上限は82万2千円)</li> </ul>

※ 令和3(2021)年度の制度内容

## (2) 老朽化した建築物の建替・除却等の促進

耐震性が確保されていない可能性がある昭和56(1981)年以前に建築された建築物は、建築後、40年以上を経過しており、老朽化が進んでいることが予想されます。

特に、住宅に関しては、所有者が高齢となり、耐震改修費用が高額となることから、改修に踏み切れない場合も多いものと考えられます。

こうしたことを踏まえ、危険な空家の解体にかかる費用の一部を助成する「江別市特定空家等解体補助金」(令和元(2019)年度～)を継続実施するほか、住宅の建替えや住替えに伴う耐震性が不十分な既存住宅の除却の促進に向けた取り組みについて検討します。

## (3) 耐震診断・耐震改修に関する相談体制の充実

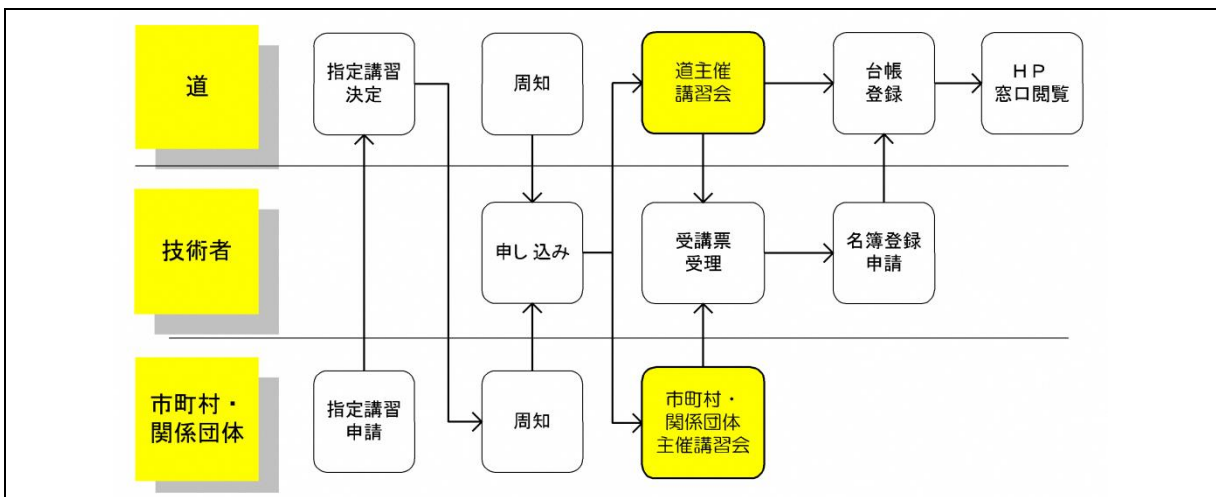
窓口において、市民に対して木造住宅耐震改修等補助金交付制度や無料簡易耐震診断などの各種支援制度を紹介するとともに、改修方法など耐震化に関する相談にきめ細かに対応します。

また、北海道が行う関係団体等と連携した住宅相談員研修会への参加等により、多様な相談に対応できるよう、相談員の知識向上に努めます。

## (4) 耐震診断・耐震改修技術者の登録・リストの公表

市民が、より安心して耐震診断・耐震改修を行うことができるよう、北海道と建築関係団体が連携して実施している「建築物の耐震診断及び耐震改修に係る技術者名簿登録・閲覧制度」の名簿の公表など、信頼できる技術者に関する情報提供を行います。

また、市内建築関連技術者に対して、北海道や建築関係団体が主催する耐震診断及び耐震改修に関する技術者向け講習会等の開催についての情報提供を行います。



出典:北海道建設部住宅局建築指導課

図5-1 技術者名簿登録・閲覧制度の流れ



## 基本方針2 市民の意識啓発・知識の普及

### (1) 耐震診断・耐震改修に関する情報提供

市民が建築物の耐震化を円滑に進めるため、耐震診断・耐震改修に関する適切な情報提供を行います。

窓口において、建築物の耐震化の必要性や耐震改修の方法、木造住宅耐震改修等補助制度や木造住宅等無料簡易耐震診断の各種支援制度の内容など、地震防災対策の普及・啓発を目的とした市民向けの地震防災関連のパンフレットを配布するとともに、今後の施策に応じて出前講座等による「住宅の耐震化セミナー」、市民向けのセミナーの開催や、市ホームページ、広報えべつを活用した情報提供の充実に努めます。

### (2) 地震防災マップの公表

市民の地震に対する心構えと防災意識の向上を図り、地震防災対策を地域や自らの問題として認識してもらうためには、地震による地域の揺れやすさや想定される被害の度合いを地震防災マップとして提示することが有効です。

江別市では、想定される地震の震度分布を示した「江別市揺れやすさマップ」と、地域の建物の被害想定等を示した「江別市建物被害想定マップ」を公表しています。

これらの地震防災マップについては、北海道と連携するほか、江別市地域防災計画との整合を図りながら、必要に応じて内容を更新し、市民の防災意識の向上に努めます。

### (3) 自治会等との連携

地震防災対策は、地域におけるきめ細かな取り組みが重要であり、自治会等は平時における地震時の危険箇所の点検や建築物の耐震化のための啓発活動のほか、災害時対応においても、避難行動要支援者避難支援制度による要支援者の避難支援を行うことが期待されます。

引き続き、自治会向けの出前講座「住宅の耐震化セミナー」の開催など、地域に根ざした周知・啓発活動により、自治会等と連携して地域における防災・耐震化意識の向上に努めます。



## 基本方針3 総合的・計画的な耐震化の促進

## (1) 市有建築物の耐震化の促進

市有建築物は、小中学校や市民体育館など不特定多数の者が利用する施設を優先的に耐震化すべき建築物に位置づけ耐震化を進めており、全ての小中学校と市民体育館、大麻体育館の耐震化を終えています。

今後、市庁舎、市民会館、青年センターの耐震化については、市民需要や人口動向、地震災害時における拠点施設の機能確保や避難所としての施設規模等を踏まえ、各市有施設の機能のあり方等の総合的な検討のもとに進めていきます。

なお、これらの施設の耐震化を進めるにあたっては、国や北海道による耐震化に向けた新たな施策や財政状況を見極め、民間活用等の様々な手法を検討するとともに、国への財政支援の創設・拡充を継続的に要望していきます。

また、その他の耐震性が不十分な建築物については、耐震改修促進法において耐震化を進める努力義務が規定されていることから、住区会館など市民が利用する集会施設、消防施設など災害時に機能の確保が必要な施設、保育所など幼児が常時利用する施設や高齢者など要配慮者利用施設、江別市地域防災計画において避難所として位置づけられている施設を優先的に耐震化する建築物として位置づけ、施設の利用状況や防災上の重要性等を考慮しながら耐震化に努めます。

表5-3 優先的に耐震化する建築物及び対象施設

優先的に耐震化する建築物		対象施設
第1段階	・多数の者が利用する建築物	・市庁舎 ・市民会館 ・青年センター
第2段階 (※)	・市民が利用する集会施設(住区会館など) ・災害時に機能の確保が必要な施設(消防施設など) ・幼児が常時利用する施設(保育所など)、要配慮者利用施設(老人憩の家など) ・江別市地域防災計画において避難所として位置づけられている施設	

※ 第2段階は、耐震化率目標の対象外

## (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

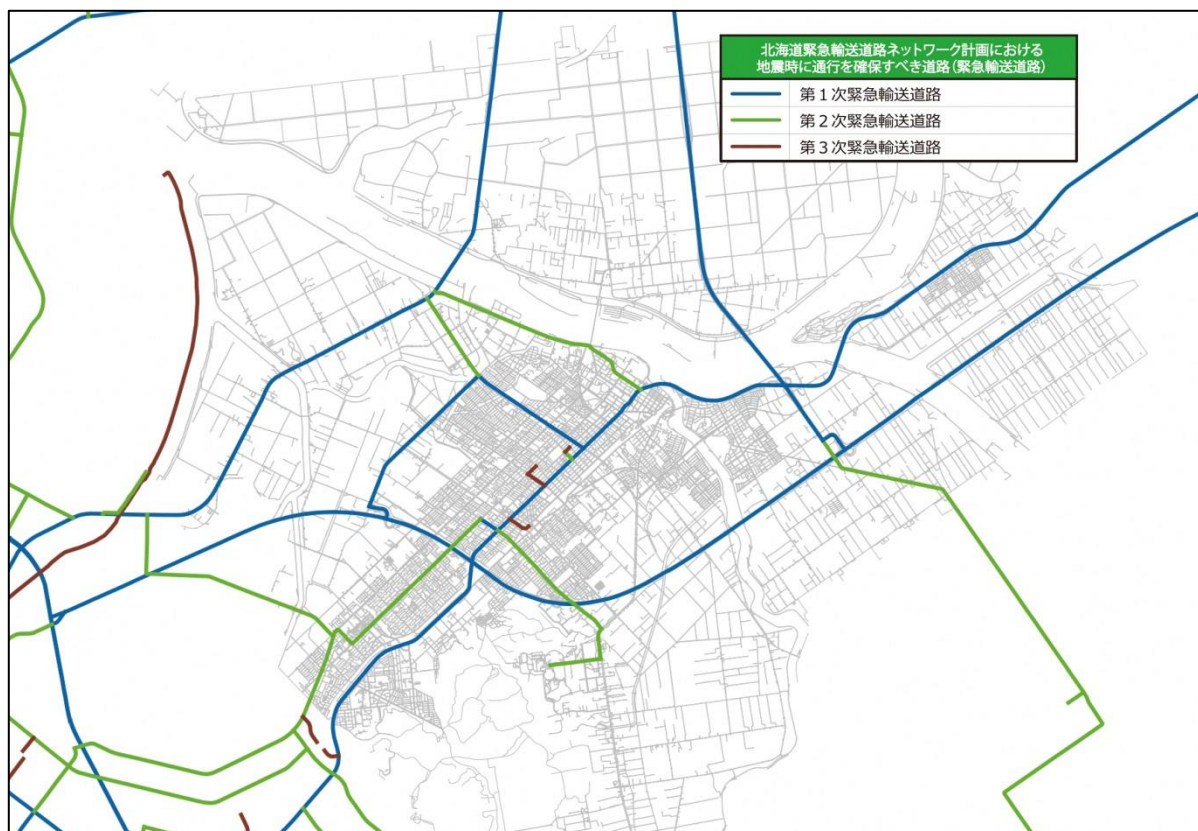
江別市では、多数の者が利用する建築物について、耐震化に関する適切な措置を講ずることができるよう、耐震化に関連する情報を記載したリストを整備しています。引き続き、リストを活用しながら、耐震診断や耐震改修が必要な建築物については、所有者に対して必要な指導・助言を行います。

### (3) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進

北海道耐震改修促進計画では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、地震時に通行を確保すべき道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけられた緊急輸送道路を指定しています。

江別市では北海道が指定した「地震時に通行を確保すべき道路」の周囲に代替経路として利用できる道路が確保されていることから、独自の「地震時に通行を確保すべき道路」の追加指定を行いません。

緊急輸送道路の沿道にある建築物で、前面道路幅員に対し一定の高さを有するものの所有者は、耐震化の努力義務があります。江別市において、該当する建築物はありませんが、今後、緊急輸送道路の見直し等により既存建築物が該当することとなった際には、所有者に対して耐震化について指導・助言を行います。



出典:北海道緊急輸送道路ネットワーク計画(令和2年度)

図5-2 地震時に通行を確保すべき道路(緊急輸送道路)

#### (4) 地震に対する総合的な安全対策の推進

これまでに発生した地震の被害では、建築物の倒壊のほか、天井、窓ガラス、外壁等の非構造部材等の落下や家具等の転倒等による人的被害が多く発生しています。

このことから、窓ガラス等の落下対策、大規模空間の天井脱落対策、ブロック塀等の倒壊対策、エレベーターの閉じ込め対策、家具等の転倒対策など、建物の耐震化以外の安全対策の重要性も周知していきます。

##### ■ 窓ガラス及び外壁等の落下対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、建築物の窓ガラス・外装材・屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、所有者に対して改善指導を行います。

##### ■ 天井脱落対策

東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場など大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことから、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。既存建築物についても定期報告制度等を通じて状況の把握を行い、建築物の所有者等に耐震化の基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう指導します。

##### ■ ブロック塀等の倒壊対策

建物に附属するブロック塀等については、建築基準法(昭和25年法律第201号)等で構造基準等が規定されており、これらの基準に適合する正しい施工方法や補強について、周知、指導していきます。

また、大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を踏まえて、ブロック塀等の安全性についての関心が高まっています。このことから、避難路確保の観点だけでなく、歩行者の安全を確保する観点からも、地震時に倒壊の危険性のある既存ブロック塀等の耐震化や除却等の促進に向けた取り組みについて検討します。

##### ■ エレベーターの閉じ込め対策

建築物の高層化が進む中、近年、震災時にエレベーターが緊急異常停止し、内部に長時間閉じ込められるなどの被害が発生しています。

これらの被害を防ぐため、建築基準法に基づくエレベーターの定期報告の機会を捉えて、エレベーターを設置する建築物の所有者に対して、初期振動を感知して最寄り階に停止し、ドアの開放を行う「地震時管制運転装置」の設置を促すとともに、地震時のリスク等を周知するなどの安全対策に係る意識啓発を実施します。

##### ■ 家具等の転倒対策

阪神・淡路大震災では、家具等の転倒による死傷者が多く発生しています。このように、住宅が耐震化されていた場合においても、地震による家具等の転倒が死傷の原因となったり、転倒した家具が避難等の支障になることが考えられます。

そのため、身近な地震防災対策の第一歩として、市ホームページやパンフレット等を活用して、家具等の転倒防止に関する情報提供に努めます。

## 第6章 計画の推進

### 1. 耐震改修促進法に基づく指導等

地震に対する安全性に係る建築基準法等の法令の規定に適合しない建築物(既存耐震不適格建築物)については、周辺への影響等を勘案して必要があると認める場合、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、学校、病院、店舗など多数の市民が利用する一定規模以上の建築物や、危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物、倒壊により道路を閉塞させるおそれのある建築物(特定既存耐震不適格建築物)については、特に耐震性を確保する必要がある建築物として、地震に対する安全性確保のため必要と判断される場合、当該建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修の実施に関して必要な指導・助言、指示等を行います。

### 2. 建築基準法等に基づく勧告又は命令

耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震性が不十分な建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合で、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となるおそれがあると認められる建築物や構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、必要に応じて、建築基準法等の規定に基づく指導・助言、勧告又は命令を行います。

### 3. 各主体の役割

#### (1) 市民及び建築物の所有者の役割

市民及び建築物の所有者は、耐震化を進める主役として、利用者の生命・財産を守るべく、所有する建築物の耐震化の促進に努める必要があります。また、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制など、地域の防災対策という意識を持って、主体的に耐震化に努める必要があります。

特に、多数の者が利用する建築物については、利用者の安全確保の観点からも、積極的な対策を講じる必要があります。

#### (2) 建築関係団体等の役割

建築関係団体(建設業協会、建築士会、建築士事務所協会等)や事業者は、技術者の知識や技術力の向上を図るとともに、専門家として建築物の所有者を支援し、地域社会との信頼関係の一層の構築を図る必要があります。また、建築物の耐震化が人命や財産の保護に大きく貢献することを再認識し、地震に対する安全性を確保した良質な建築物の建築・改修・維持管理に努める必要があります。

#### (3) 江別市の役割

江別市は、市有建築物の耐震化を計画的に取り組むことに努めます。また、国や北海道、他の行政庁等と連携しながら、建築物の耐震化の促進に向けた支援や情報提供のほか、啓発及び相談体制の充実等により、市民や建築物の所有者の防災意識の向上と耐震化への理解に努めます。

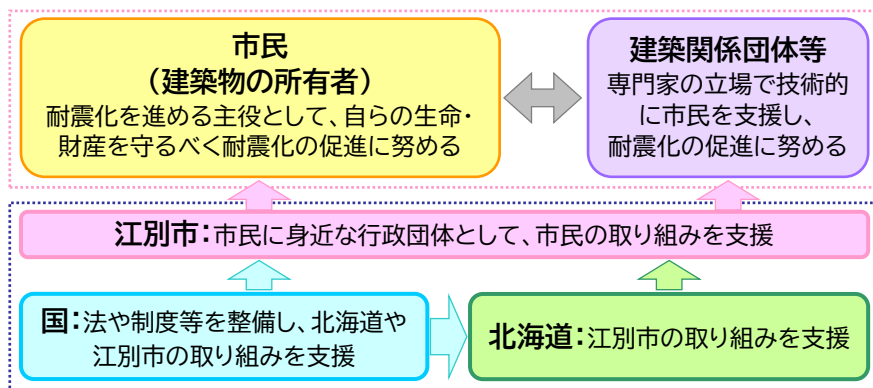


図6-1 各主体の連携



## 4. 計画の推進体制

北海道が定期的を開催する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を通じ、耐震化の進捗管理や施策に対する連携方策、他の行政庁・建築関係団体等の取り組みについての情報共有を図るとともに、国や北海道、他の行政庁等と連携しながら、建築物の耐震化促進にかかる方策を検討し、計画の着実な推進に努めています。

また、庁内においては、「江別市建築物耐震改修促進連絡会議」の定期的な開催により、各部局が所管する公共建築物及び民間建築物等について、耐震化の進捗状況を管理するとともに対応方針を協議しており、耐震化の促進に向けて横断的に取り組んでいます。

今後も引き続き、これらの会議等を通じて進捗状況を踏まえた耐震化の対応方針を定めるとともに、特に次の事項について、庁内関係部局と連携を図っていきます。

### ■ 住宅

住宅の耐震化については、所有者の防災意識と耐震化の必要性への認識を高める必要があることから、関係部局が実施する各種制度やイベントと連携した周知・啓発について検討していきます。

また、空家は耐震性が不十分又は未確認である建築物が多いことから、空家対策に関する関係部局と連携を図り、倒壊の恐れや保安・衛生上問題のある老朽空家の解体、建替えの促進、利活用時の耐震化など、総合的な取り組みの検討を進めます。

### ■ 多数の者が利用する市有建築物

多数の者が利用する市有建築物については、表5-3で定めた優先度を考慮するとともに、「江別市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、長期的な視点により更新・統廃合・長寿命化など、計画的な耐震化について施設所管部局と連携して進めます。

### ■ 防災拠点建築物

防災拠点建築物については、大規模な地震が発生した場合において、災害対策活動の拠点や避難所となる施設であることから、特に地震に関する安全性を確保する必要があります。

防災部局では「江別市地域防災計画」を策定し、災害の予防、災害時の対策など総合的な防災対策を実施していることから、防災関連計画等と十分に整合を図りながら、施設の耐震化について検討します。

## 5. 効果的な計画推進に向けた取り組み

本計画における取り組みを着実に進め、社会情勢の変化やニーズに対応した適切な取り組みを実施していくため、「江別市建築物耐震改修促進連絡会議」において、定期的に計画の進捗状況を検証し、対応方針を検討するなど、本計画の推進、チェック、見直し、改善等のPDCA(※)サイクルを実施し、より効果的な計画の推進を図ります。

※ 計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のプロセスを順に実施し、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進すること